

日立市ふれあい戸別収集事業について（介護サービス事業者の皆様へ）

今回の事業にあたりご確認いただきたいこと

- 今回の事業は、対象要件の一つとして要介護2以上の認定という項目を設けており、皆様に関係する要件となっています。また、その他に必要な要件として、市内に住所を有すること、家庭ごみを自分で集積所に運ぶことができない方であること、家族や親族等の協力を得ることが困難又は協力者がいない方としています。
- この事業は、誰にも頼ることができない「ごみ出しで本当に困っている方」、「集積所までごみ出しができない方」を支援する事業であるため、要件や諸手続きが設けられており、どなたでも利用できる制度ではありません。
- 基本的には、これまで訪問介護サービスによりごみ出しが可能であれば、これまでどおりの支援をお願いしたく、何卒ご協力をお願いします。
(本事業は、様々な支援制度の一つとして、ご理解いただきたいと思います。)
- なお、サービス利用者に対象となるような方がいる場合、その方の家族や親族につないでいただくか、誰も頼る方がいない場合は、市にご相談ください。

介護サービス事業者の皆様にご手続き等のお手伝いをいただく場合

- 手続き等については、通常は、家族や親族の方に代理をお願いしますが、どなたも頼る方がいない場合は、その方に代わって、「事前相談」や「申込」を代理で行なっていただく場合があります。また、市が調査をしたうえで、専門員としての「所見の記入」をお願いする場合があります。

(事例1)

問 利用対象者となり得る方から相談を受けたが、本人は体が不自由なため事前相談に行くことができない。ケアマネージャーの私が代わりに事前相談に行ってもよいか。

答 本人または家族、親族等が原則ですが、身内がない、本人以外に事前相談を行える方がいない場合、本人からの同意のもと、本人の代理者となり事前相談を行うことができます。(同意書は必要ありません。)

(事例2)

問 本人はごみ出しが大変なので、ヘルパーである私が支援をしている。この場合、収集対象となるか。

答 要件の一つとして、「家庭ごみを自ら集積所に運ぶことができない者で、かつ、家族、親族、近隣住民等の協力を得ることが困難なもの」としています。ヘルパーの方が訪問介護サービスでごみ出しの支援をしていただいておりますので、対象となりません。大変とは存じますが、これまでどおりのご協力をお願いします。

(事例3)

問 要介護2の認定を受けている方で、ごみ出しについては、別居の家族に無理を言って手伝ってもらっている。利用者は家族に迷惑をかけたくないと言っているので、何とか対象としてほしい。

答 要介護2以上の方でも、これまで家族や親族、地域の方に支えていただきながら、ごみ出しを行っている場合は、本事業では「家族の絆」や「地域とのつながり」を大切にしたいと考えておりますので、出来る限り、これまでどおりのご支援をお願いします。